

総合評価落札方式で発注を行う造林事業及び素材生産事業における 評価項目等の改正について

令和8年4月1日
九州森林管理局

令和7年5月、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）が一部改正され、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みとなる集約化構想制度の創設等が行われ、令和8年4月1日施行とされたところです。

森林経営管理法第64条第1項において、林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）に対する支援として、国有林野事業に係る伐採等を委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとされ、林業経営者が林業経営の更なる効率化を図る機会が得られるような取組が求められているところです。このため、造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式において新たな仕組みとなる集約化構想制度により経営管理を実施する林業経営者等を評価することとし、林業経営者等に関する評価基準を追加するとともに、併せて、チェーンソーを使用する場合にチェーンソーオイルに生分解性のものを使用する林業事業者を評価するなど、評価項目等を改正するとともに評価点も併せて改正したのでお知らせいたします。

具体的には、令和8年4月1日以降準備が整った入札公告から入札説明書等に掲載いたしますので、ホームページ等でご確認ください。